資　産　運　用　規　程

一般財団法人千葉県漁業振興基金 資産運用規程

（目　的）

第１条　この規程は、一般財団法人千葉県漁業振興基金（以下「この法人」という。）の資産を安全かつ効率的な運用を図るため、運用指針、運用手段、対象商品の運用方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（資産の区分）

第２条　この法人の資産の区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 基本財産

(2) 運用財産

（資産の運用責任者）

第３条　この法人に、理事の中から資産運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、理事長が任命する。

（資産運用の基本方針）

第４条　資産の運用に関する基本方針は、次の各号のとおりとする。

(1) 基本財産は、寄付者が寄付する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で運用する。

(2) 運用財産は、この法人の健全な運営に必要な資産を除き、元本が回収できる可能性が高く、かつなるべく高い運用益が得られる方法で運用する。

（資産運用の対象商品）

第５条　資産運用の対象商品は、資産の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。

(1) 基本財産

① 預貯金

② 金銭信託

③ 金融債

④ 金融機関発行の劣後債

⑤ 中期国債ファンド

⑥ ＭＭＦ

⑦ 公社債投資信託

⑧ 国債

⑨ 政府保証債

⑩　公庫、公団債
⑪　地方債
⑫　次の第６条に定める格付機関のうち、２社以上が発行体格付け及び債券格付けをＡ格以上としている事業債及び円貨建て外債（仕組債を含む。）
なお、円貨建て外債（仕組債を含む。）において信用補完（保証またはキープウェル契約）条項付き債券を投資対象とする場合は、信用補完先に対して２社以上が発行体格付け及び債券格付けをＡ格以上としている債券とする。

(2) 運用財産
①　預貯金
②　金銭信託
③　金融債
④　中期国債ファンド
⑤　ＭＭＦ
⑥　公社債投資信託
⑦　国債
⑧　政府保証債
⑨　公庫、公団債
⑩　地方債
⑪　次の第６条に定める格付機関のうち、１社以上が発行体格付け及び債券格付けをＡ格以上としている事業債、転換社債、円貨建て外債（仕組債を含む。）

２　第１項の規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、第１項に掲げる運用対象以外の商品も運用することができる。

（格付基準）

第６条　第５条に規定する有価証券に関しては、投資判断として下記５社による格付けを参照するものとする。

(1)　参照する格付業者
イ．株式会社 格付投資情報センター
ロ．株式会社 日本格付研究所
ハ．ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
ニ．スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービシズ
ホ．フィッチレーティングスリミテッド

（資産運用の原則）

第７条　資産の運用は、次の各号に掲げる原則を十分に留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用期間等のポートフォリオを勘案して、資産の分散運用を図る。

(1) 安全性（信用性）
(2) 収益性
(3) 市場性（換金性）

２「資産運用総括表」等を作成し、総合的、計画的、機動的、効率的な運用に努める。
３　第５条に定める資産運用の対象商品の債券で、取得後、格付機関による格付けがいずれもＡ格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要に応じて適切な手段を講ずる。

（資産の損失補填）
第８条　資産の安定化及び基金運営の健全化を図るため、「資産安定基金」を創設する。
２　「資産安定基金」への積立ては、次の場合に行なうものとする。
①　保有している債券を、購入価格よりも上回って償還又は売却したときの収益
②　資産安定基金の運用による収益のうち、必要と認めた額
③　その他、特に積立てが必要と認められた資金
３　運用益を確保する目的で保有している債券が償還又は売却したとき、額面を上回る収益があった場合は、前項の規定にかかわらず事業資金等として活用することができるものとする。
４　「資産安定基金」による補填は、次の場合に行なうものとする。
①　保有している債券を、購入価格よりも下回って償還又は売却したときの損失
②　その他、特に補填が必要と認められた損失
５　前項の損失の補填は、理事長の承認を得なければならない。
６　理事長は、損失の補填を実施したときは、次の理事会に報告し承認を受けなければならない。

（資産の運用計画書の承認及び報告）
第９条　理事長は、資産の運用計画書（方策等）を策定し、理事会の承認を得なければならない。
２　理事長は、資産の運用状況等を毎理事会ごとに報告しなければならない。

（資産の運用）
第 10 条　運用責任者は、資産の運用（運用財産の預貯金、金銭信託は除く。）を実施するときは、あらかじめ理事長の決裁を受けなければならない。
２　運用責任者は、前項の資産運用を緊急に実施しようとするときは、理事長に口頭でその運用内容を説明し、承認を得て資産運用を実施し、後日理事長の決裁を受けなければならない。

（細　則）
第 11 条　この規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

資産運用規程

附　　則

1．この規程は、一般財団法人千葉県漁業振興基金の設立の登記の日から施行する。

附　　則

1．この規程は、平成 25 年 5 月 20 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附　　則

1．この規程は、平成 28 年 11 月 14 日から施行し、平成 28 年 9 月 1 日に遡って適用する。

附　　則

1．この規程は、平成 30 年 6 月 4 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附　　則

1．　この規程は、令和 5 年 3 月 7 日から施行する。